

奈良県告示第二百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年十二月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
あづみ歯科	五條市田園五―四―一	令和四年七月二十六日
三愛歯科医院	橿原市新口町一三三―七	令和四年九月三十日
サン薬局憩南店	天理市三島町一〇〇―一	令和四年十月三十一日